

沖縄県馬術連盟倫理規程

令和 5年 4月 1日 制 定

沖縄県馬術連盟

沖縄県馬術連盟倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県馬術連盟（以下「沖馬連」という）の会員がスポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則った遵守すべき倫理に関する事項を定めることとする。

(会員および所属団体の範囲)

第2条 本規程において会員とは、沖縄県馬術連盟規約第7条に定める会員を言う。

(基本的責務)

第3条 会員は規約第2条に定める目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条

1. 会員は自らの社会的な立場を自覚して、常に自らを厳しく律し、責任ある行動をとらなければならない。
2. 会員は、暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別、暴言などの基本的人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
3. 会員は、反社会的勢力の構成員となってはならず、その排除に努めなければならない。
4. 会員は、賭博、詐欺行為、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行、禁止薬物の所持・摂取などの犯罪行為を犯してはならない。
5. 会員は、名誉を重んじ常に品位を高める努力を惜しんではならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、必要に応じて倫理委員会を設置する。

(苦情・相談の申し出)

第6条 会員は、理事会に倫理委員会の設置を申し立てることが出来る。

(倫理委員会の設置)

第7条

1. 会員がこの規程に違反する行為を行った恐れがあると認められた場合は、理事会は直ちに倫理委員長を指名して倫理委員会を設置しなければならない。

2. 理事会は、理事の中から倫理委員長を指名し、委員長は数名の委員を指名して倫理委員会を招集する。但し、苦情申し立ての場合、関係者は委員長および委員にはなれない。
3. 委員の任期は招集された日時より開始し、問題解決を図り、理事会に報告があり、理事会が任務の終了したことを認知するまでとする。
4. 員会が必要と認めた場合は委員会に参考人の出席を求めて、その意見を聴取することが出来る。
5. 委員会は当該会員に下記の懲罰を勧告することが出来る。
 - ① 除名
 - ② 資格・登録の取り消し
 - ③ 資格・登録の停止
 - ④ 戒告
6. この規程に定めるもののほか実施に関して必要な事項は、員会において定めることが出来る。

(本規則の変更)

第8条 この規程は理事会の議決により変更することが出来る。

附則

この規程は 令和 5年 4月 1日から施行する。